

財 第 4 0 5 号
平成26年10月21日

各 部 局 室 長 様
各 総 合 支 所 長 様

財 政 部 長

平成27年度予算編成要領

平成27年度予算は、別途市長から指示された予算編成方針に基づき、下記のとおり予算編成要領を定めたので通知します。

記

1 全般的事項

(1) 基本姿勢

本市は、人口の減少や景気低迷による個人所得の減少等により市税収入が依然として低迷していることに加え、平成27年度以降は合併特例期間の終了に伴い普通交付税額が減少します。

このような中、平成27年度予算においては、第二次下関市総合計画の初年度にあたり、まちづくりの基本理念である「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ 輝き海峡都市・しものせき」の実現に向け、より一層の事業の選択と集中を図る観点から、予算の重点テーマを決定し、「市民起点」・「地域内分権」の具現化を進めます。

また、財政運営の健全化を推進するため、新たな歳入の確保及び歳出の削減など不断の行財政改革に取り組むとともに、次のことに留意すること。

各部局室においては、今後の国や県の予算編成、社会情勢の動向や過去の実績を十分勘案し、施策全般についての事務事業の必要性を十分検討し、限られた財源の重点的かつ効率的な活用に留意し見積もること。

自主財源の確保及び行財政全般にわたる簡素化、効率化を推進し、歳入見積りに当たっては、受益と負担の均衡等に配意し、適正な財源の確保に努めること。

歳入見積りに当たっては、事業の必要性、緊急性等を考慮して行政の簡素合理化を一層推進し、「最少の経費で最大の効果」をあげるよう配意すること。

(2) 経費区分

一般会計経費を「主要建設事業経費」、「重点テーマ事業経費」、「繰出金」、「義務的経費」、「特記事業経費」、「部局裁量経費」、に区分するとともに、平成27年度から新たな区分として「補助金の見直し」を追加する。

なお、「部局裁量経費」については、一般財源を配分することとしているので、これによる予算編成の意義を再確認し、部局室長のマネジメントの下、これまでの決算内容、成果を検証し、これを踏まえたくえで事業選定をゼロから見直し、既存事業の休廃止、再構築に努めること。

ア 政策的経費

(ア) 主要建設事業経費

実施計画に掲載が想定される事業で、別途通知する主要な建設事業（投資的事業で概ね総事業費10億円以上、かつ所要一般財源1億円程度以上）にのみ限定し、一件査定により決定する。

(イ) 重点テーマ事業経費

「住民自治によるまちづくりの促進」に係る予算に重点化を図ることから、これに該当する新規又は拡充する事業で政策性の高いものについては、一件査定により決定する。

なお、要求に当たっては、事前に財政課と協議すること。

イ 繰出金

繰出基準に基づく額を基本とし、一件査定により決定する。

ウ 義務的経費

人件費、扶助費、公債費（公債費に準ずる債務負担行為を含む）とし、査定により決定する。

なお、嘱託職員に係る報酬及び共済費については「部局裁量(人件費)」において要求すること。

エ 補助金の見直し

下関市補助金検討委員会への諮問及び答申を踏まえて、方針決定した補助金(総務部長から通知された「平成26年10月20日付、行第436号通知」を参照)は、本項目で要求し、一件査定により決定する。

オ 特記事業経費

下記に該当する経費で、一件査定により決定する。

- 1) 新規イベント
- 2) 新施設に係る維持管理経費
- 3) 新設補助金
- 4) 大規模改修経費
- 5) 単年度事業経費
- 6) その他(指定枠外経費、制度変更等により事業費の見直しが必要な事業、災害復旧経費、県施行事業等負担金、下水道受益者負担金等で部局裁量経費とみなすことが不適なもの)

カ 部局裁量経費

上記ア～オ以外の経費とし、各部局室内での調整の下、配分する一般財源の範囲内で要求すること。平成27年度の一般財源予算配分枠は、經常経費が前年度配分額から3%減額した額、投資的経費が5%減額した額、人件費及び指定管理経費は前年度配分額と同額を配分枠とする(部局裁量経費は、一件査定とせず、部局室内の調整を尊重することとするので、必ず配分枠内で要求すること)。

なお、一般財源配分経費は、現行の税財政制度を前提とした見込みによるものであり、地方交付税制度の見直し等により一般財源の見通しに変動が生じた場合には、財政部において減額を含めた調整を行い、再配分する場合がありますので留意すること。

(3) 一般財源要求限度額

平成26年度同様、一般財源の要求額について部局室ごとに上限を設定。平成27年度においては、前年度当初予算一般財源額の98%以内と設定し

たので、これを順守するとともに、真にやむを得ない事情がある場合は、事前に財政課担当へ相談すること。

なお、(ア) 主要建設事業経費、(イ) 重点テーマ事業経費については、一般財源要求限度額の別枠として取り扱うものとする。

(4) 国・県補助負担金等について

制度の大幅な縮小・廃止、見直し等、これらの動向には十分留意し、新規事務事業及び歳出増を伴う制度改正については、必要性、目的及び達成効果等を十分検討し、緊急不可欠なものに限るとともに、既存事業の見直し、既定経費の圧縮・振替等により財源確保に努め、市単独事業への安易な振替は行わないこと。特に、単年度限りではなく、翌年度以降継続する事業（建設事業を除く）の創設又は事業費の増額については、留意すること。

(5) 施設の新増設について

施設の新増設計画に当たっては、十分な管理運営計画を作成し、インシヤルコストのみならずランニングコストについても要求時の資料として提出すること。

(6) 企業・特別会計について

企業会計は、企業経営の原理に基づき、経営の合理化を推進し、健全経営に努めること。

企業会計以外の特別会計については、独立採算制の理念に基づき、経営の合理化、健全化、自主財源の確保等に努め、安易に一般会計からの繰入れに依存しないこと。

また、中・長期の収支計画及び今後の経営方針は、特別会計設置の趣旨を十分理解のうえ定めること。その他、一般会計に準じて要求すること。

(7) 不用額について

予算の不用額が多額にのぼる事例が多く見受けられることについては、限りある財源の有効配分を図る上において極めて不適切であることから、その原因・理由を検証し、年度内に執行可能な事業量を十分に検討するとともに、

事業の必要性、合理性が低いと判断されるものについては、廃止を含めた事務事業の見直しを行うこと。

なお、予算執行年度において、事業計画の見直しや適正な事業進捗の管理により確実に不用額となるものについては、年度途中においても減額するものとする。

(8) 議会基本条例に対応する分かりやすい政策予算説明資料の作成

平成24年4月に施行された条例に基づき、各部局室において新規及び主要な事業ごとに別に定める様式を用い説明資料を作成し、財政部において取りまとめを行った後、議会に提出することとしているので留意すること。

なお、詳細については財政部長内示時に通知するものとする。

(9) その他

予算の見積りに当たっては、年間見通しに基づき予定されるすべての歳入、歳出を計上すること。

消費税率引き上げについて、現時点で本市への影響を見込むことができないため、国の動向を踏まえた上で今後の予算編成を通じて検討する。

継続費、債務負担行為については、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過重な財政負担を招かぬよう留意すること。

他の部局室と関連する事務事業については、事前に十分協議を行い、見積り漏れ、重複等がないようにすること。

※注 下記に関するものについては、別途通知する。

(2) ア(ア) 主要建設事業一覧

(2) エ「補助金の見直し」に関するもの(行政管理課より通知)

(3) 「一般財源要求限度額」に関するもの

2 個別的事項

(1) 歳入

歳入については、次のことに留意するとともに、財政健全化プロジェクトに基づき積極的な財源確保対策に取り組むこと。

なお、歳入の見積りに当たっては、的確に見積り、過大見積りにより決算で歳入不足とならないように十分に注意すること。

ア 国・県支出金

国・県等関係機関と十分連絡をとるとともに、制度改正等の見通しを的確に把握し、積極的な働きかけにより、国・県支出金の確保に最大の努力をすること。

イ 使用料及び手数料

財政健全化プロジェクトにおいて、平成25年10月に策定した「受益者負担の見直し基準」により積極的に使用料及び手数料の見直しを進めることとし、要求時の資料として「使用料算定シート」を提出すること。

ウ 市債

地方債残高の増嵩を防ぐ観点から、後年度の財政負担を考慮し、適債事業の選択に努め、安易に財源を地方債に求めないこと。なお、合併特例債については、合併特例事業としてすでに計画が採択されたものを除き、原則として、要求段階では充当しないこと。

エ その他の歳入

既定の概念にとらわれず幅広い観点に立ち、可能な限り財源の拡大を図り、自動販売機売上手数料や広告事業等の新たな財源の確保に努めること。

(2) 歳出

歳出については、歳出の徹底した見直しを行うとともに、事業の優先度に応じた財源の最適な配分を図ることで、一層の選択と集中を進めることとし、別途通知する「平成27年度予算要求基準」によるほか、次のことに留意すること。

ア 人件費

報酬については、職員課に提出の報酬調書を添付のうえ、報酬調書と同額を予算要求すること。報酬を除く人件費については、予算要求規模把握のため、便宜上平成26年度当初予算と同額とすること。

ただし、時間外勤務手当については、平成27年度に限って真にやむを得ない特殊事情（臨時的なもの）があるものについてのみ計上すること。

イ 扶助費

国・県制度に基づく事業については、国・県の予算編成の動向を見ながら現行制度（制度の改定が確定しているものを含む。）に基づく現員、現行単価で計上すること。

市単独制度として実施している扶助については、国・県の動向を注視しつつ、事業の必要性・効果について検証すること。また、予算の増額については、徹底した制度の見直しや、既存事業の組み替え等により財源を確保することとし、安易な増額については原則として認めない。

ウ 物件費

徹底した見直しを行い節減に努めることとし、次のことに留意すること。

- ・賃金に係る雇用保険については、要求漏れのないように注意すること。
- ・旅費については、定例的な大会・協議会への参加等は、やむを得ないものを除き取り止めること。
- ・需用費については、最新の「物品単価表」並びに平成26年度の実施単価を参考にすること。
- ・委託料については、事務事業の委託の可能性を検討するとともに、すでに実施している委託についても、業務の内容、必要性、行政効果、採算性等を再検討し、「委託料調書」を添付すること。

エ 維持補修費

施設の維持修繕は、老朽度、緊急度等を考慮し、計画的に見積もること。

オ 補助費等

補助金及び負担金については、平成25年10月に策定した「補助金等の見直しに係る指針」に基づき、見直しを行うこと。また、補助金については、総務部長から通知された「平成26年10月20日付、行第436号通知」に基づき、積極的かつ自主的に見直しを行うこと。

なお、要求に当たっては、「負担金・補助金調書」を添付すること。

カ 投資的経費

補助事業については、承認が得られず後日予算の減額又は単独に振替えることのないよう、関係機関との連絡を密にし、的確に見積もること。

なお、執行においては、財源を国・県支出金、分担金、市債及びその他特定収入に求める事業について、その収入が歳入予算に比して減少する場合は、当該経費も減少して執行することとする。

※注 下記に関するものについては、別途通知する。

(2) ウ「賃金の単価」に関するもの

(2) ウ「委託料」に関するもの

3 作成上の注意

- (1) 提出期限 11月17日(月) 厳守
- (2) 提出部数 7部
- (3) 予算要求書、調書、資料等は全てA4判とすること。
- (4) 予算要求書の並び順等は、以下のとおりとすること。

区 分	様 式	備 考
表紙	任意	会計毎(一般会計については款毎)に別綴じすること
予算区分整理表・集計表	別途指示	説明会終了後、各担当が配布
見積事業一覧表	システム出力	
歳入予算要求書	システム出力	款コード昇順
歳出予算要求書 (事業説明)	システム出力	款項目事業コード昇順 (事業毎に事業説明から資料までを一括りとすること)
歳出予算要求書	システム出力	
資料	※	

※ 資料については、電子キャビネット「様式」にあるもの以外は任意とする。

予算区分整理表・集計表を1頁とし、以下連番で右下に頁を記入すること。資料については、右下角を切り落とし、前頁に関連するものを添付し、中央下に枝番を記入すること。

なお、委託料調書、継続費予算要求書、債務負担行為予算要求書の様式については、電子キャビネット「様式」にあるが、既存の様式でも可とする。

- (5) 「歳入予算要求書」の「積算内容及び充当先事業」欄には、根拠法令及び積算根拠等を記入し、補助率・定額補助等が決まっているものは算出基礎欄に記入すること。また、「充当先事業」については、該当事業の「歳出予算要求書」の先頭頁を記入すること。

(6) 「歳出予算要求書（事業説明）」の「事業概要」欄には、事業の全体計画、総事業費等を記入し、「事業説明」欄には、要求年度の事業の内容等を記入すること。

(7) 「歳出予算要求書」の「財源内訳」欄の各財源については、該当の「歳入予算要求書」の頁を記入すること。

なお、説明欄の積算内訳に「部局裁量」「主要建設事業」「重点テーマ事業」「特記事業」「補助金の見直し」を記入すること。また、補助対象経費については、(国補助)(県補助)等を明記すること。

(8) 修繕料、工事請負費及び備品購入費については、優先順位を付すこと。

(9) 予算見積書の内容は部外秘扱いとし、取扱いについては十分注意すること。

当初予算編成スケジュール

1 1月17日(月) 1 1月19日～ 1 1月下旬～	<ul style="list-style-type: none">・ 予算要求書提出期限・ 財政部長ヒアリング・ 担当者、班長ヒアリング <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">重点事項に絞り込んで、各部課長からのヒアリングを行うため、円滑な進行に努めること</div>
1 月中旬 1 月下旬～	<ul style="list-style-type: none">・ 内示・ 市長査定
2 月上旬 2 月下旬	<ul style="list-style-type: none">・ 予算書校正、印刷・ 予算書完成

(参考)

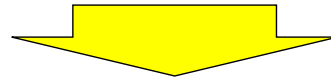
平成27年度収支試算（一般財源ベース）

試算によると、平成27年度の一般財源等は、市税外収入は対前年度増、市税、地方交付税、臨時財政対策債は対前年度減の見通しで、歳入全体としては4億円減の見通し。一方、歳出については、扶助費の増加、継続している普通建設事業費の増嵩等により、財源不足は37億円が見込まれる。

○収支見込

単位：億円

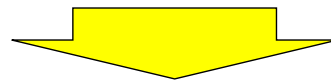
区 分		26年度予算	27年度(見込み)	備 考
歳 入	一般財源等 (A)	755	727	
歳 出	一般財源等 (B)	775	764	
財源不足額 (A)-(B)		▲ 20	▲ 37	



○財源不足見込への対応方針

単位：億円

区 分	内 容	金 額	備 考
①歳入確保	その他特定目的基金の活用	14	
②歳出削減	部局裁量経費一般財源 ▲2億円	▲ 8	
	特記事業経費一般財源 ▲6億円		



○収支見込（調整後）

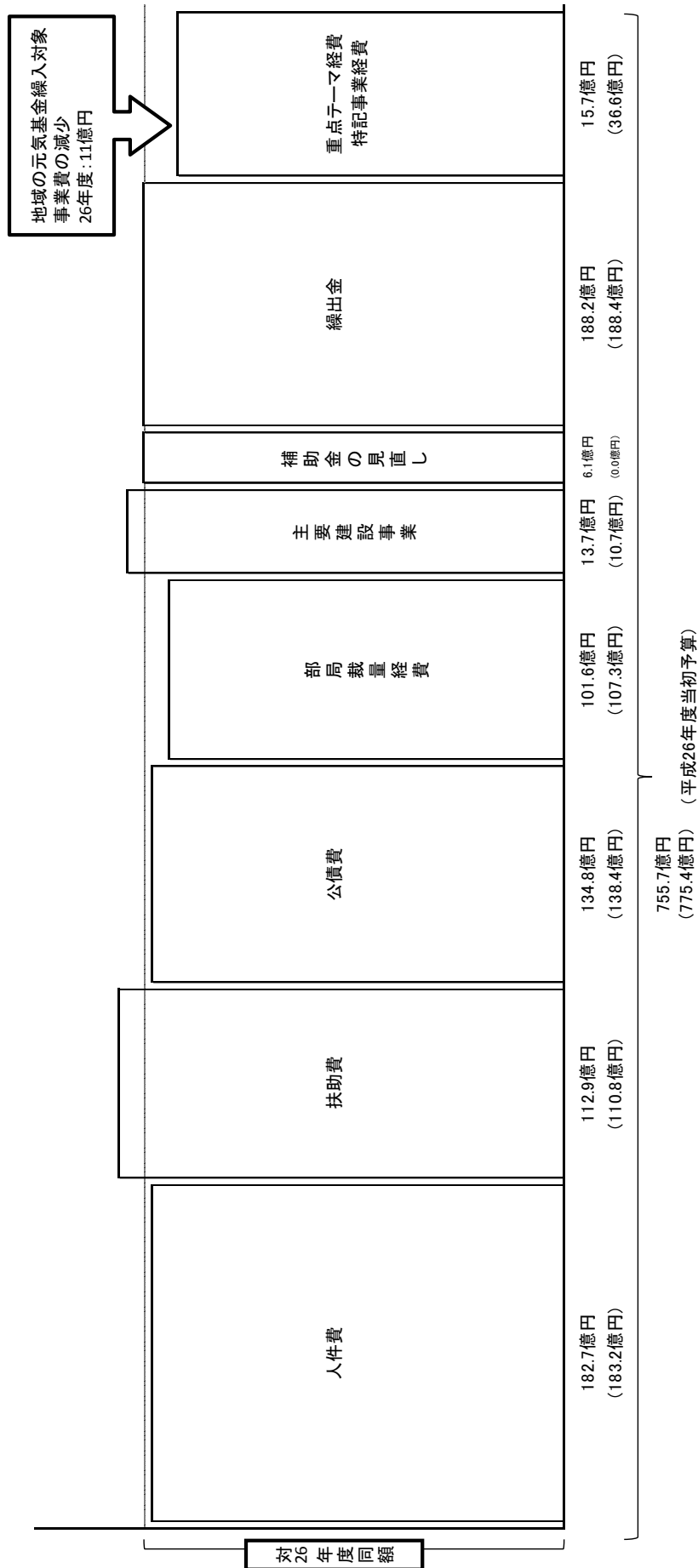
単位：億円

区 分		26年度予算	27年度(見込み)	備 考
歳 入	一般財源等 (A)	755	741	
歳 出	一般財源等 (B)	775	756	
財源不足額 (A)-(B)		▲ 20	▲ 15	財政調整基金

注1) 上記係数は、平成27年度における地方財政対策、税收及び国・県の動向等に応じて変化するものである。

注2) 平成26年度は歳入の一般財源等に、地域の元気基金を充当している。

平成27年度予算のフレーム(一般財源ベース)



平成27年度予算における財源配分（一般財源ベース）

（単位：億円）

		平成26年度	平成27年度	増減額	摘要
義務的経費	人件費	183.2億円	182.7億円	△0.5億円	・退職手当減
	扶助費	110.8億円	112.9億円	2.1億円	・扶助費 ・扶助費準ずる補助金、委託料等
	公債費	138.4億円	134.8億円	△3.6億円	・公債費(元金・利子) ・公債費に準ずる元利補給補助
部局裁量経費		107.3億円	101.6億円	△5.7億円	・経常経費 ・投資的経費
繰出金		188.4億円	188.2億円	△0.2億円	・繰出基準等 ・国保、介護特会等への繰出
主要建設事業		10.7億円	13.7億円	3.0億円	・主要建設
補助金の見直し		-	6.1億円	6.1億円	・財政健全化プロジェクトの取組
重点テーマ特記事業経費		36.6億円	15.7億円	△20.9億円	・重点テーマ経費 ・特記事業経費
合計		775.4億円	755.7億円	△19.7億円	
内訳	一般財源等	724.3億円	720.6億円	△3.7億円	・市税、交付税等
	その他の財源	6.4億円	6.1億円	△0.3億円	・繰越金等
	地域の元気基金	11.0億円	-	△11.0億円	・地域の元気基金
	その他特定目的基金の活用	13.7億円	14.0億円	0.3億円	・その他特定目的基金の活用
	財源不足調整	20.0億円	15.0億円	△5.0億円	・財政調整基金

